

特定歴史公文書等利用決定通知書

(利用請求者) 様

独立行政法人 国立公文書館長

令和〇年〇月〇日付けで請求のありました特定歴史公文書等の利用について、公文書等の管理に関する法律第16条の規定に基づき、下記のとおりとすることとしましたので通知します。

記

No.	請求番号	特定歴史公文書等の名称	決定の内容及び利用制限を行う部分があればその理由	原本の利用を認めない理由
1			(理由)	
2			(理由)	
3			(理由)	
4			(理由)	
5			(理由)	
利用の方法		国立公文書館で閲覧を実施することができる日時・場所		令和 年 月 日 以降・東京本館
		写しを交付する場合の準備日数		手数料納付確認後約〇〇日程度

(注1) この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、国立公文書館長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、独立行政法人国立公文書館を被告として、東京地方裁判所に提起することができます。

(注2) 利用請求時に利用の方法(写しの交付の場合は、併せて写しの作成方法及び交付の方法)を選択し、利用決定後も変更がない場合は、その旨を下記担当まで連絡することにより、利用の方法申出書の提出を省略することができます。

<本件連絡先>

国立公文書館業務課 係 (担当者名)

電話: FAX: e-mail:

「特定歴史公文書等利用決定通知書」〔裏面又は別添〕

< 説明事項 >

1 「利用の方法」の選択について

利用の方法（写しの交付を希望する場合は、併せて写しの作成方法及び交付の方法）については、添付した「特定歴史公文書等の利用の方法申出書」により申出を行ってください。申出書の提出は、独立行政法人国立公文書館の閲覧室の受付への提出、郵送等、FAX及び電子メールにより館に送信する方法により行うこともできます。

なお、利用請求時に意思を表示し、利用決定後においても方法について変更がない場合には、電話等の連絡により申出書の提出を省略することができます。

利用方法は、閲覧又は写しの交付のいずれかを選択できます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます。

閲覧室における利用（閲覧）を選択される場合は、「国立公文書館で閲覧を実施できる日時・場所」に記載されている日時以降に指定の場所で閲覧することができます。また、写しの交付を希望する場合に要する手数料額については、国立公文書館に申出書が到着した後、速やかにお知らせします（なお、写しの送付を希望される場合は、手数料のほかに、送付に要する費用が必要になります。）。

なお、特定歴史公文書等は他の利用者による請求や展示等のために利用に供される場合がありますので、速やかな利用の方法の選択にご協力をお願いいたします。

2 手数料の納付について

手数料は、国立公文書館に来館の上、現金により直接納入する方法、館が指定する銀行口座に振り込む方法のいずれかによります。

3 利用制限に係る審査請求等

利用制限を行うこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、独立行政法人国立公文書館長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、独立行政法人国立公文書館を被告として（訴訟において国立公文書館を代表する者は国立公文書館長となります。）、東京地方裁判所に提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

4 閲覧について

閲覧を希望する場合は、利用の当日、来館の際に、本通知書をご提示ください（閲覧に限り、利用の当日に利用の方法申出書を提出又は提示していただくことも可能です）。

なお、当該特定歴史公文書等が現に館において利用されている場合は、利用することができない場合がありますので、ご注意ください。

5 担当課等

利用の方法、手数料の納付方法、審査請求の方法等について、ご不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。